

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第十一号

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年五月二十九日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第四百十条の二中「第二百四十三条の二の八第一項」を「第二百四十三条の二の九第一項」に改める。

第四百十条の三第一項中「第二百四十三条の二の八第一項各号」を「第二百四十三条の二の九第一項各号」に改める。

附 則

この規程は、令和八年九月二十四日から施行する。